

会報2024年12月号 目次のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。



外部リンク [URL](https://www.nishio-rouki.com) [西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.com\)](https://www.nishio-rouki.com)

12月2日(月) 掲載

「お知らせ」

- ◇ 【確認ください】安全衛生教育促進運動2024/12-2025/4
- ◇ 【受付開始】2025年2月6, 7日 職長教育 西尾市文化会館 定員40名 残29名
2025年2月28日 安全管理者 西尾市文化会館 定員15名 残10名
上記研修内で皆様の初期工数低減のために、化学物質調査事例のPP/エクセルをお渡します
- ◇ 【ご連絡】来期2025年度 西尾会場 講習会計画です
- ◇ 【活用ください】事例：義務化の『新しい化学物質管理』危険源が都度違う業種編
実施要領書のひな型です 建設、電気、ガス業界向け

「会報」

- ◇ 【賃金課より】 特定最低賃金 2024年12月16日～
- ◇ 【指導課より】 12月はハラスメント撲滅月間
- ◇ 【監督署より】 健康診断実施の提出は早めをお願いします 健診・電子申請
- ◇ 監督署の窓 労災保険の休業日
- ◇ 労務管理 12,1,2月講習会開催予定(12月HP掲載用)
- ◇ 災害統計 ◆年間 愛知県と西尾市 ◆10月単月西尾市

「講習・セミナー」

詳しくは西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定

労働基準部賃金課

令和6年10月16日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県特定最低賃金(2業種)の時間額を改正決定する旨の答申を受けました。(令和6年12月16日効力発生予定)

- ・ 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 答申金額(時間額) 1,111円
- ・ 輸送用機械器具製造業最低賃金 答申金額(時間額) 1,081円



[写真] (写真左側 中山会長、写真右側 小林局長)

愛知県の最低賃金

地域別最低賃金（愛知県最低賃金）

パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべてのの方々に適用されます

令和6年
10月1日から

時間額

1,077 円

前年比

50円

UP



特定最低賃金

下記の産業で働く方々には、特定最低賃金が適用されます

- 製鉄業
- 製鋼・製鋼圧延業
- 鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

令和6年12月16日から
時間額

1,111 円

前年比

52円
UP



- 輸送用機械器具製造業

建設用ショベルトラック製造業を含む。
船舶製造・修理業、船用機関製造業及び
自転車・同部分品製造業を除く。

令和6年12月16日から
時間額

1,081 円

前年比

53円
UP



業務改善助成金

賃金引上げを支援します！

- 業務改善助成金制度の利用のご相談（無料）

愛知働き方改革推進支援センター（令和6年度）

電話 0120-006-802

- 業務改善助成金の申請・支給の窓口

愛知労働局雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）

電話 052-857-0313

業務改善助成金
コールセンター
0120-366-440

（受付時間 平日8:30~17:15）



業務改善助成金 検索



タスケくん

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。



職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施します。

その一環として、厚生労働省主催「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。是非、ご覧ください。

■「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」(厚生労働省主催)

【開催概要】

- ・開催日：令和6年12月10日(火) 13:30～15:15 (13:00 オンライン画面スタート)
- ・会場：オンラインで配信
- ・参加費：無料

【内容】

- ・基調講演「カスタマーハラスメント対策の現状について」
講師：原 昌登 教授 (成蹊大学法学部)
- ・パネルディスカッション「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例」

【詳細・参加申込はこちら】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

※本シンポジウムに関するご質問・お問い合わせは上記ホームページからお願いいたします。



■ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

■お問合せ

愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 052(857)0312

各種健康診断結果報告書等の提出は、お早めをお願いします

岡崎労働基準監督署西尾支署

各種健康診断結果報告書等の提出時期は、法令で下記のとおり定められています。未提出の場合には、お早めにご提出をお願いします。なお、いただいた報告をもとに全国統計を作成する必要から、年度内、可能であれば1～2月を目途に提出をお願いしておりますので、併せてご留意をお願いします。

報告名	法令上の報告時期等	報告方法等	
		電子申請	参照サイト
● 定期健康診断結果報告書	健康診断を行ったときは、遅滞なく報告	R7.1.1より 電子申請 義務化	 厚生労働省ポータルサイト 入力支援サービス
● 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書			
● 有機溶剤等健康診断結果報告書			
● じん肺健康管理実施状況報告	毎年12月31日現在の状況を 翌年2月末日までに報告 (じん肺健康診断を行っていない年も提出が必要です。)	—	 e-Gov 電子申請サイト  厚生労働省ホームページ 様式ダウンロード
● 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	1年以内ごとに1回、定期に報告 (事業年度の終了後等、事業場ごとに提出時期を設定して差し支えありません。)		
● 特定化学物質健康診断結果報告書	健康診断を行ったときは、遅滞なく報告	—	 厚生労働省ホームページ 様式ダウンロード
● 鉛健康診断結果報告書			
● 四アルキル鉛健康診断結果報告書			
● 高気圧業務健康診断結果報告書			
● 電離放射線健康診断結果報告書			
● 除染等電離放射線健康診断結果報告書			
● 石綿健康診断結果報告書			
● 指導勧奨による特殊健康診断結果報告書	—	—	—

- 令和7年1月1日より、上表のとおり一部報告の電子申請が義務化されます。厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用の上、申請いただきますようお願いいたします。(経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。)
- 電子申請が義務化されていない報告についても、「e-Gov 電子申請」サイトから電子申請を行うことができます。
- 書面による報告様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

各種報告書の電子申請が義務化されます

— 令和7年1月1日から —

岡崎労働基準監督署西尾支署

令和7年1月1日より、以下の報告の電子申請が義務化されます。(経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。)

電子申請が義務化される報告

- 労働者死傷病報告（令和7年1月1日より一部、様式が改正されます。）
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

電子申請に当たっては、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

The screenshot shows the top navigation bar of the portal with links for '本サービスについて', 'サービス利用方法', 'よくあるご質問', 'お知らせ', and 'アンケート'. The main content area features a large blue banner with the text '労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス'. Below the banner are two blue buttons: '帳票作成メニューへ (電子申請を利用しない方はこちら)' and '帳票作成メニューへ (電子申請を利用する方はこちら)'. The second button is highlighted with a red border. In the top right corner, there is a text size selector (小, 中, 大) and the Ministry of Health, Labour and Welfare logo.

- 厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。
- 届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。
- 入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。



厚生労働省ポータルサイト
入力支援サービス

「休業（補償）等給付について」

1. 概要

労災補償の中のひとつである休業補償給付（休業給付）は、労働者が、業務（通勤）が原因となった負傷や疾病による療養のため労働できず、そのために賃金を受けていないときに、賃金に代わる補償として、休業の4日目以降に支給されるものです。

休業初日から3日目までは、「待期期間」と呼ばれ、事業主が休業補償として、「平均賃金額の6割以上×3日分」を労働者へ支給しなければなりません（業務災害の場合のみ。通勤災害の場合にはこの補償義務はありません）。

休業（補償）給付が支給される要件は、以下の3点です。

- ① 業務上の事由または通勤による負傷や疾病による療養が必要なこと
- ② その療養のために労働することができないこと
- ③ 労働することができないため賃金を受けていないこと

2. 「労働することができない」の意味

支給要件のうち、②「労働することができない」というのは通常、療養前に就いていた仕事に戻れない状態をいうのではなく、一般的な労働不能のことを意味します。

例えば、建設業の現場作業員として従事していた労働者が、元の現場作業に戻れるまでの間休業が認められるわけではありません。デスクワーク等の軽作業であれば就労できる状態に回復していれば、以降の休業補償給付は認められないということになります。

3. 初回の休業補償給付請求に必要な書類

- 様式第8号（通勤災害の場合は様式第16号の6）
- 平均賃金算定内訳書
- 賃金台帳または給料明細書等 ※
- 出退勤管理簿またはタイムカード等 ※

※必要な期間は、一般的には、①負傷日の直近賃金締切日からさかのぼった3か月分と、②怪我をした月の分です。

※その他個別事案によって追加資料が必要な場合もあります。

4. 休業期間の考え方 Q&A

休業期間に関して、質問が多く寄せられる点についてまとめました。その他の不明点については、厚生労働省のホームページにある Q&A を参照していただくか、監督署労災課へお問い合わせください。

(1) 休業期間の初日は、負傷日の当日か、それとも翌日か。

休業初日として認められるのは、医療機関を受診した日以降です。

痛みを我慢して、病院に行かずに仕事を休んだとしても、受診前の期間について医師は証明できないことから、補償が必要な休業期間と認定できなくなりますのでご注意ください。

(例)

- ・ 負傷当日の所定労働時間内に早退して病院を受診する等、一部でも欠勤が発生しているような場合
→ 負傷当日が休業初日になります。
- ・ 負傷当日は所定労働時間の最後まで勤務し、退勤後に病院を受診、翌日から休業したような場合
→ 翌日が休業初日になります。

(2) 休業期間中に、土日などの休日がある場合には、休業日数に含めるのか。

土日や会社の休日にかかわらず、日数に含めます。

(3) 休業期間中に年次有給休暇の申し出があった場合、許可していいのか。また、年休取得日に労災の休業補償を受けることもできるのか。

前提として、労働基準法上、会社が有休を許可しないということではできないため、有休を取得させる必要があります。

有休日は仕事を休みながら「賃金を受ける」こととなり、補償を受けるための要件③に当てはまらないため、有休日に休業補償は受けられません。

5. 最後に

個々の事例により、休業（補償）請求書の記載方法が複雑な場合や、上記以外の資料が必要な場合もありますので、ご不明点は管轄する監督署宛にお問い合わせください。

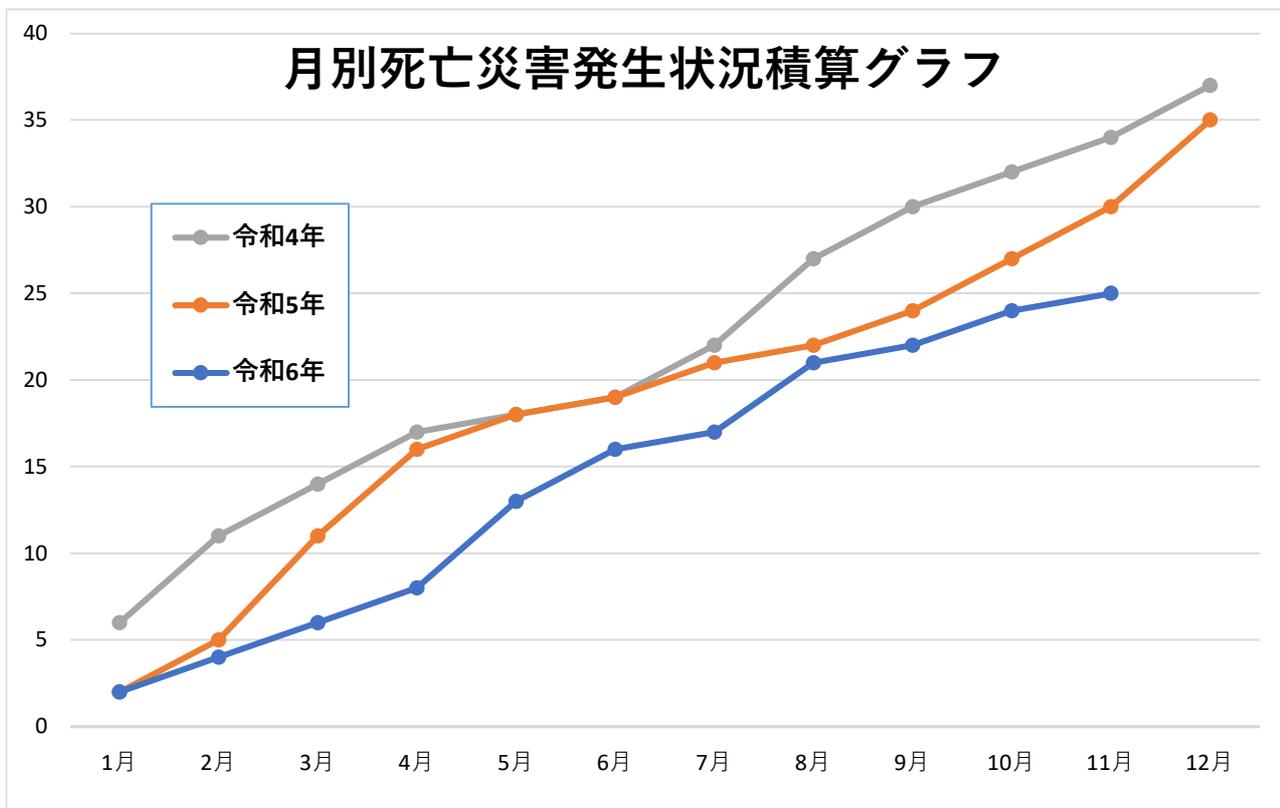
令和6年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表 (当協会も主催機関です)

種別	講習会名	URL	12月	1月	2月	会費(単位:円)		会場
						会 員	非会員	
労働法令総合講座	1. 労働実務基礎講習(半日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a01	10	9	4	無 料		名北労働基準協会 他
	2. 労働実務総合研修(1日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a02	11		13	10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座(4日間)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a03/a01		15 29	12 26	全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4. 建設業雇用管理者研修(1日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a08	9			無 料		名北労働基準協会 他
労働問題セミナー	1. 労働問題総合対策セミナー	https://www.meihokurouki.or.jp/course/labor/b02	17			無 料		岡谷鋼機名古屋公会堂
	2. 労働トラブル防止総合講座	https://www.meihokurouki.or.jp/course/labor/b03	6		21	6,900	9,130	名北労働基準協会
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c32			7	7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c35				7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	3. 騒音障害防止対策管理者労働衛生教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c31				8,690	11,990	あいち産業科学技術総合センター
社員教育	1. 管理能力向上研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d02				6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルス管理者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d05				6,000	7,000	名北労働基準協会
	3. 人事考課者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d03		16		6,000	7,000	名北労働基準協会
	4. ハラスメント防止研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d11		30	18	6,000	7,000	名北労働基準協会
	5. ハラスメント相談担当者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12	10		18	6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. 採用担当者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d04	5			6,000	7,000	名北労働基準協会

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年11月27日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和6年速報値	令和5年同時期(速報値)	令和5年確定値			
製 造 業	食 料 品 製 造 業	5	(1)	7	8		
	化 学 工 業						
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属			3	3		
	金 属 製 品	1					
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	2	(1)				
	そ の 他	2		4	5		
建 設 業	土 木 工 事 業	7	(2)	3	(1)	6	(1)
	建 築 工 事 業	4		3	(1)	6	(1)
	そ の 他	3	(2)				
陸 上 貨 物 運 送 事 業	2		7	(1)	10	(3)	
商 業	卸 売 業	7	(6)	3	(1)	4	(2)
	小 売 業			2		2	
	そ の 他	6	(5)	1	(1)	2	(2)
清 掃 ・ と 畜 業	1				4		4
上 記 以 外 の 事 業	3	(1)	2	(1)	3	(1)	
合 計		25	(10)	26	(4)	35	(7)



岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和6年10月末現在)

業種	6年10月 受付件数	6年 発生件数	5年 同期	業種	6年10月 受付件数	6年 発生件数	5年 同期
小計	2	52	40	土石採取業			
製 造 業	食品製造業	8	9	建設業		10	10
	繊維工業・繊維製品製造業	4	1	道路旅客運送業			1
	木材木製品・木製家具製造業			道路貨物運送業	1	7	10
	紙加工品製造業・印刷製本業			陸上貨物取扱業			2
	化学工業	7	5	商業	2	17	25
	窯業・土石製品製造業	3	1	金融・広告業			
	鉄鋼業・非鉄金属製造業	7	9	保健衛生業	3	14	14
	金属製品、金属家具製造業	6	2	接客娯楽業		6	8
	一般機械器具製造業	3	4	清掃業		4	2
	電気機械器具製造業			ビルメンテナンス業			
	輸送用機械器具製造業	2	12	その他の事業		11	10
その他の製造業		2	合計	8	121	122	

()内は死亡者数を外数で表す。

令和6年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和6年10月末現在

業 種		年 別		増 減			
		令和6年	令和5年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製 造 業		52		40		+12	+30.0%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	8		9		-1	-11.1%
	織 維 工 業	4				+4	-
	鉄 鋼 業	5		7		-2	-28.6%
	金 属 製 品	5		2		+3	+150.0%
	一 般 機 械 器 具	3		4		-1	-25.0%
	輸 送 機 械 製 造	12		9		+3	+33.3%
	上 記 以 外 の 製 造 業	15		9		+6	+66.7%
建 設 業		10		10		0	0.0%
建 設 業	土 木 工 事 業	5				+5	-
	建 築 工 事 業	4		6		-2	-33.3%
	そ の 他 の 建 設 業	1		4		-3	-75.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		7		12		-5	-41.7%
小 売 業		16		20		-4	-20.0%
小 売 業	新 聞 販 売	2		3		-1	-33.3%
	そ の 他 の 小 売 業	14		17		-3	-17.6%
通 信 業		3				+3	-
社 会 福 祉 施 設		10		12		-2	-16.7%
飲 食 店		3		6		-3	-50.0%
清 掃 ・ と 畜 業		4		2		+2	+100.0%
上 記 以 外 の 事 業		16		20		-4	-20.0%
合 計		121	0	122	0	-1	-0.8%

死亡者数は内数